

九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所
オープンカウンター方式に係る共通仕様

1 目的

この要領は、九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所（以下「当局」という。）が実施するオープンカウンター方式により、物品の購入、物件の借入れ、財産の売払いその他の契約案件について随意契約を行う場合の基本的な取扱いについて、以下のとおり必要な事項を定める。

2 定義

オープンカウンター方式とは、一般競争に準じた見積り合わせ方式で、発注者が見積依頼の相手方を特定せず、参加を希望する者から提出された有効な見積書の中から、予定価格の制限の範囲内で、最低（「財産の売払い」の場合は「最高」）の見積価格を提示した者と契約する方式をいう。

3 対象となる契約

(1) この要領は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条第 2 号から第 5 号及び第 7 号に規定するもののうち、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が、本方式によることが適当であると認めるものを対象に実施する。

(2) 入札保証金 免除

4 参加資格

見積り合わせに参加できる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

ア 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

ウ 九州農政局随意契約登録者名簿の登録者又は農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」若しくは「物品の買受け」の競争参加資格を有する者であること。

エ 個別案件の見積依頼公告の日から見積書の提出期限までの期間に、「九州農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 10 月 23 日付け 26 九総第 548 号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

カ 個別案件の見積依頼公告、仕様書等（以下「見積依頼公告等」という。）に定める参加資格、条件等を有している者であること。

5 見積書の提出方法

（1）オープンカウンター方式による発注案件の公告

見積依頼公告等は、当局ホームページ、当局総務部会計課掲示板及び調達ポータル中の政府電子調達システム（以下「ホームページ等」という。）に、順次公告する。

- ・ 当局ホームページ (<https://www.maff.go.jp/kyusyu/hachu/open.html>)
- ・ 政府電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)

（2）見積りの方法

参加を希望する者は、本要領のほか、見積依頼公告等を熟読の上、見積りをしなければならない。この場合に、本要領及び見積依頼公告等について疑義があるときは、見積依頼公告等で示す発注担当職員に対して、説明を求めることができる。

（3）見積書の記載金額

見積書の金額は、以下の㊸及び㊹で算出された額の合計金額を記載すること。

㊸：自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の合計額を除く、その他調達に要する一切の費用額（以下「見積もった額」という。）。

なお、上記㊸の額に、10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）と下の㊹の額の合計をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、㊸の額は見積もった額の110分の100に相当する金額となる。

㊹：自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の合計額。

（4）見積書の提出

ア 政府電子調達システムによる場合

「政府電子調達システム利用規約」及び政府電子調達システムで定める手続きを十分承知の上、提出する。

イ 持参、郵送による見積りの場合

提出期限までに、見積依頼公告等で示す見積書等を用い、以下の手続きにより提出

する。

① 持参による場合

別紙様式第1-1号「見積書封筒様式記載例」を参照の上記載した封筒に、見積書を封入し、九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所庶務課（2F）の職員に手渡しすること。

② 郵送による場合

別紙様式第1-1号「見積書封筒様式記載例」を参照の上記載した封筒に見積書を封入したものを、別紙様式第1-2号「封印用封筒記載例」を参照の上記載した封筒に封入した二重封筒により、郵送する。

(5) 政府電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合は、別途通知する日時に変更する場合がある。

(6) 見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

(7) 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第2号）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(8) 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積りは無効とする。

ア 提出期限までに到着しない見積り

イ 見積りに参加する資格を有しない者による見積り

ウ 見積り依頼公告等で示した、参加資格の証明、見積品の事前確認等の参加資格、条件等を満たしていない者による見積り

エ 記名を欠く見積り（政府電子調達システムによる場合を除く）

オ 金額を訂正した見積り

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

キ 同一人の見積りで金額の異なる2通以上の見積り

ク その他見積りに関する条件に違反した見積り

ケ 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

7 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低（「財産の売払い」の場合は「最高」）の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。
 - ア 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者のみの場合
電子による見積事業者が入力した電子くじ番号を基に「電子くじ」を実施の上、契約の相手方を決定するものとする。
 - イ 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者と紙による見積事業者が混在している場合
電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号を基に「電子くじ」を実施の上、契約の相手方を決定するものとする。
 - ウ 同価格の見積りをした者が紙による見積事業者のみの場合
こより等による「くじ」を実施の上、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員に「くじ」を引かせる。
- (3) 政府電子調達システムでは、見積参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装しているため、電子による見積事業者は、政府電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙による見積事業者は、見積書に電子くじ番号を記載すること。
- (4) 見積り合わせの結果は、速やかに、決定した契約の相手方に見積書の提出方法に応じた通知する。
- (5) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行う場合がある。ただし、見積り回数には原則2回を限度とし、再度の見積りの日程は適宜の方法により速やかに通知する。
- (6) 見積り合わせの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知する。

8 契約の締結

- (1) 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まな

い) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- (2) 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、契約の相手方としないことがある。
- (3) 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

9 その他

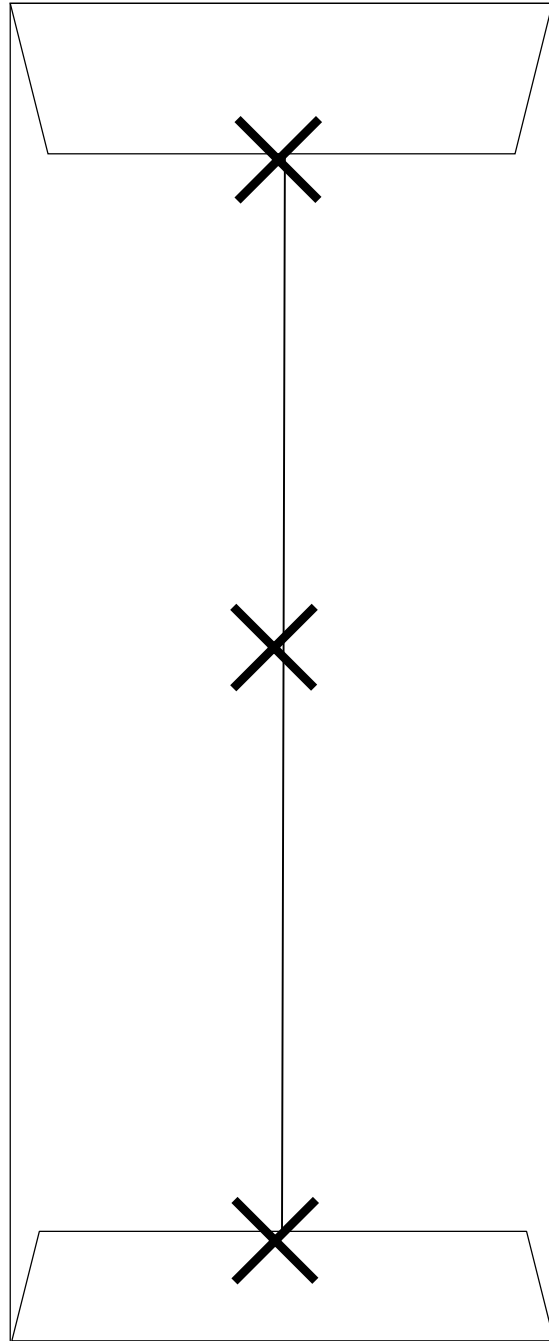
- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積り合わせに参加する者が負担する。
- (2) 見積り合わせの参加者は、契約の相手方を決定するために必要があるとして発注者が追加資料の提出を求める場合には、これに従うこと。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 見積人は、見積書を提出した後に、本要領、見積依頼公告等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

見積書封筒様式記載例

(表)

<h2>見 積 書</h2>	<p>分任支出負担行為担当官 九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所長 江川 和隆 殿</p>
<p>件名 令和8年度九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所 官用車整備等請負業務(単価契約)</p>	
<p>令和 年 月 日</p>	
<p>商号又は名称</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p>	

(裏)



別紙様式1-2号（郵送による見積の場合）

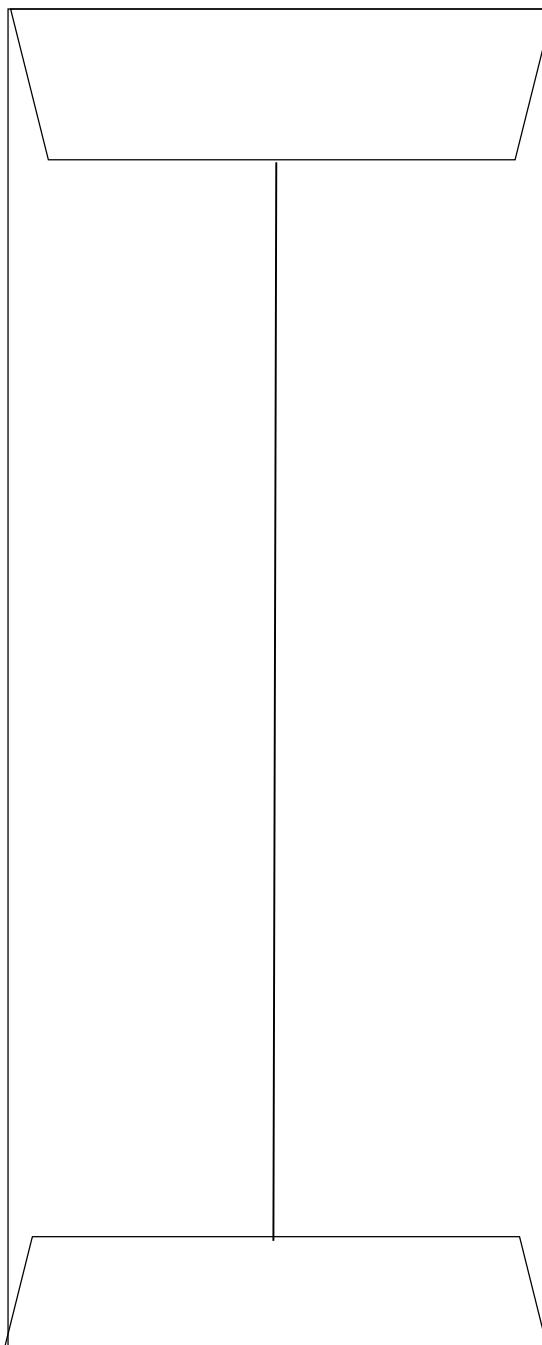
封印用封筒記載例

- ※1 二重封筒とし、中封筒は見積書封筒様式（別紙様式2号（紙による見積の場合））記載例により作成の上、それを表封筒に封かんすること
- ※2 書留郵便（簡易書留も可）により提出すること

（表）

8 8 5 - 0 0 9 3	
件名	官崎県都市志比田町4778-1
（庶務課経理担当係 中間 裕介 殿）	分任支出負担行為担当官
令和8年度九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所	九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所長
官用車整備等請負業務（単価契約）	江川 和隆 殿
令和 年 月 日	
商号又は名称	
住所	
電話番号	

（裏）



書留

「見積書在中」

親展

別紙様式第2号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。